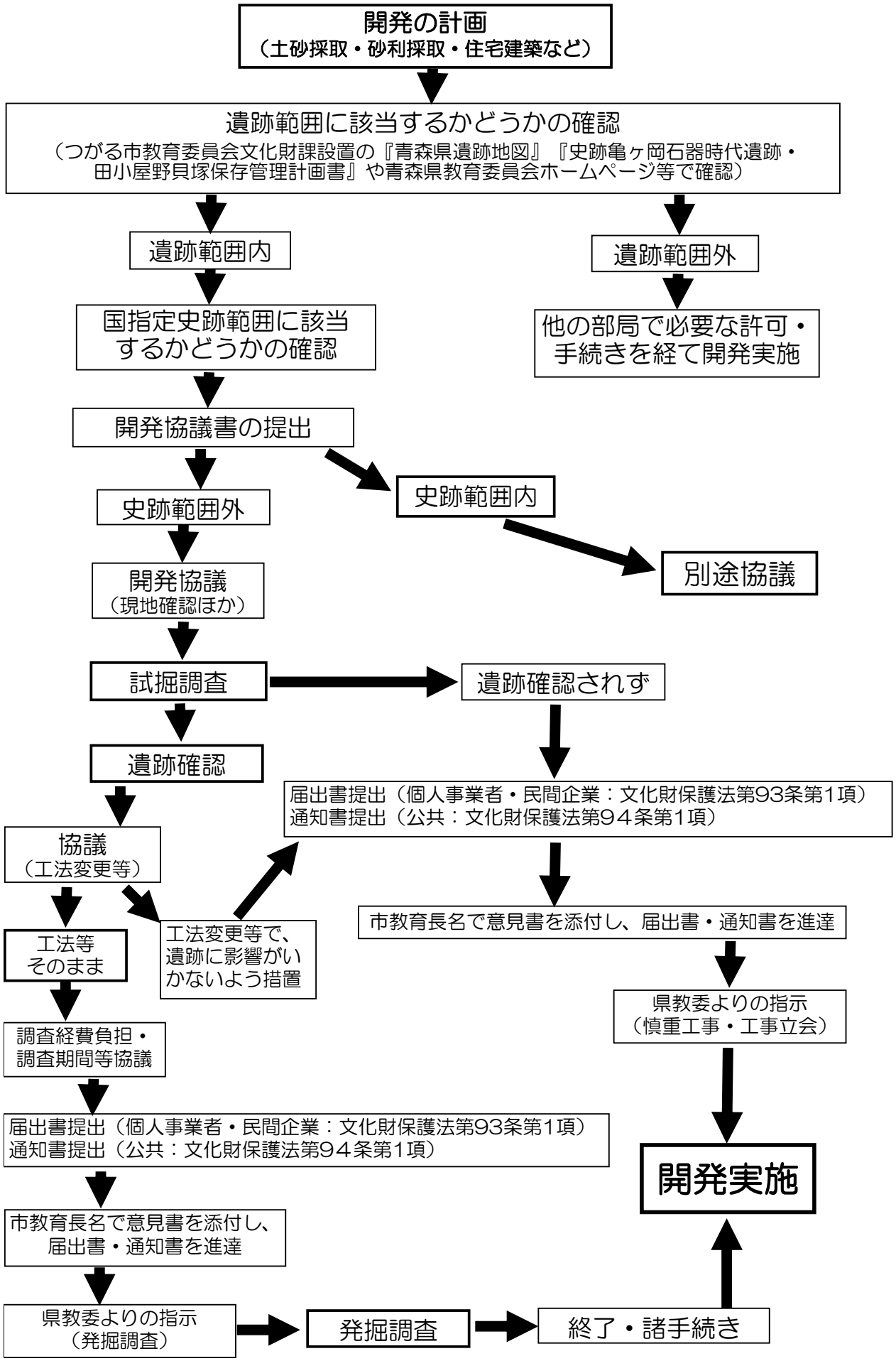
開発の計画
（土砂採取・砂利採取・住宅建築など）
遺跡範囲に該当するかどうかの確認
（つがる市教育委員会文化財課設置の『青森県遺跡地図』『史跡亀ヶ岡石器時代遺跡・田小屋野貝塚保存管理計画書』や青森県教育委員会ホームページ等で確認）
遺跡範囲内
遺跡範囲外
国指定史跡範囲に該当するかどうかの確認
他の部局で必要な許可・手続きを経て開発実施
開発協議書の提出
史跡範囲内
史跡範囲外
別途協議
開発協議
（現地確認ほか）
試掘調査
遺跡確認されず
遺跡確認
届出書提出（個人事業者・民間企業：文化財保護法第93条第1項）
通知書提出（公共：文化財保護法第９４条第1項）
協議
（工法変更等）
工法等
そのまま
工法変更等で、遺跡に影響がいかないよう措置
市教育長名で意見書を添付し、届出書・通知書を進達
県教委よりの指示
（慎重工事・工事立会）
調査経費負担・調査期間等協議
届出書提出（個人事業者・民間企業：文化財保護法第93条第1項）
通知書提出（公共：文化財保護法第９４条第1項）
開発実施
市教育長名で意見書を添付し、届出書・通知書を進達
県教委よりの指示
（発掘調査）
発掘調査
終了・諸手続き